

(新たに旅館業の営業を行う方へ)

名古屋市旅館業法施行条例等が改正されました。

旅館業の施設と周辺地域の生活環境との調和を図るため、営業許可申請を行う前に、周辺住民の方へ営業計画を公表する手続き(事前手続き)が条例化されました。



○施行日：令和7年4月1日

＜営業許可申請前に必要な手続き(事前手続き)＞

改正後(条例第11条)
・法第3条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、営業計画(当該申請に係る施設の概要、営業の内容その他の市長が定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。)を定め、公表しなければならない。 ・営業計画を公表した者は、旅館業の施設の設置場所の周辺地域の住民等から意見又は要望を受けたときは、適切かつ迅速にこれらに対応するよう努めなければならない。 ・営業計画を公表した者は、法第3条第1項の許可の申請をする前に、営業計画を公表した旨及び前項の対応を行った結果を市長に報告しなければならない。

➡これまでの事前手続きは、健康福祉局生活衛生部環境薬務課で対応していましたが、今後は、管轄保健センター環境薬務課で対応することになります。

➡新たに旅館業の営業を行う予定の方は、施設の設置場所を管轄する保健センターにご相談ください。ご来庁される場合は、必ず担当者と日程調整をした上で窓口にお越しください。

【問い合わせ先】

管轄保健センター	電話番号	担当区
千種保健センター 環境薬務課 [千種区星が丘山手103番地]	052-753-1921	千種区・昭和区・瑞穂区・名東区
中村保健センター 環境薬務課 [中村区松原町1丁目23番地の1]	052-433-3063	西区・中村区・熱田区・中川区
中保健センター 環境薬務課 [中区栄四丁目1番8号]	052-265-2266	東区・北区・中区・守山区
南保健センター 環境薬務課 [南区東又兵衛町5丁目1番地の1]	052-614-2885	港区・南区・緑区・天白区

名古屋市旅館業法の施行等に関する条例（関係部分の抜粋）

（注：下線部分が改正箇所）

（趣旨）

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、旅館業の施設とその周辺地域の生活環境との調和を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（営業計画の公表）

第11条 法第3条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、営業計画（当該申請に係る施設の概要、営業の内容その他の市長が定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。）を定め、公表しなければならない。

2 営業計画を公表した者は、旅館業の施設の設置場所の周辺地域の住民等から意見又は要望を受けたときは、適切かつ迅速にこれらに対応するよう努めなければならない。

3 営業計画を公表した者は、法第3条第1項の許可の申請をする前に、営業計画を公表した旨及び前項の対応を行った結果を市長に報告しなければならない。

名古屋市旅館業法等施行細則（関係部分の抜粋）

（注：下線部分が改正箇所）

（営業計画の公表）

第11条 条例第11条第1項の規定による公表（以下「営業計画の公表」という。）は、次に掲げる方法により行わなければならない。

（1）旅館業の施設の設置場所のうち公衆の見やすい場所に、条例第11条第1項に規定する営業計画（以下「営業計画」という。）の概要を20日以上掲示すること。

（2）周辺地域の住民等に対し、営業計画の内容等について説明を行うこと。

2 営業計画の公表をしようとする者は、あらかじめ、保健所長に対し、公表に必要な書類及び営業計画の内容を明らかにした書類を示し、その指示を受けなければならない。

（公表の実施報告）

第12条 前条第1項第1号の規定による掲示を始めた者は、直ちに、当該掲示をした旨を保健所長に報告しなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、条例第11条第3項の規定による報告（以下「公表の実施報告」という。）は、別に定める様式により行わなければならない。

（営業計画の変更）

第13条 公表の実施報告をした者は、法第3条第1項の規定に基づく許可の申請（以下「営業許可申請」という。）に対する処分を受けるまでの間に営業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、保健所長に対し、当該変更の内容を明らかにする書類を示し、かつ、その内容に応じて保健所長が必要と認める手続を行わなければならない。

（自主的な解決）

第14条 営業計画の公表をした者は、周辺地域の住民等との間に営業計画に係る紛争が生じた場合には、誠意をもって、その解決に努めなければならない。

（指導及び勧告）

第15条 保健所長は、条例第11条第1項及び第3項並びに第13条の規定による手続をせずに営業許可申請をしようとする者又は営業許可申請をした者（以下「営業許可申請者等」という。）に対し、営業計画を定め、公表すること等を指導し、又は勧告することができる。

2 保健所長は、偽りその他不正な手段により前項の規定による手続をした営業許可申請者等に対し、営業計画の廃止、変更等を指導し、又は勧告することができる。

3 保健所長は、営業計画に定められるべき事項の内容により生じた紛争を解決しようしない営業許可申請者等に対し、当該紛争を解決するよう指導し、又は勧告することができる。